

○安全衛生委員会の設置および運営

事例

当社は、鉄鋼業を営んでいます。労働安全衛生法によれば、一定の業種および規模の事業場ごとに安全委員会を設置する義務があるとのことですが、当社も該当するのでしょうか。

また、安全委員会を設置した場合の運営方法等も教えてください。

実務のチェックポイント

- 1 安全委員会はどのような事業場で設置する必要があるか
- 2 安全委員会はどのような構成で設置したらよいか
- 3 安全委員会の運営はどのようにしたらよいか

説明

1 安全委員会はどのような事業場で設置する必要があるか

安全委員会は、次の表に該当する事業場において設置しなければなりません(安衛法17①、安衛令8)。

業 種	常時使用する労働者数
林業、鉱業、建設業、製造業のうち木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業および輸送用機械器具製造業、運送業のうち道路貨物運送業および港湾運送業、自動車整備業、機械修理業、清掃業	50人以上

製造業（上記を除く。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、運送業（上記を除く。）	100人以上
---	--------

安全委員会の設置義務については、罰則の適用があります（安衛法120・122）。

なお、安全委員会を設けている事業者以外の事業者は、安全または衛生に関する事項について、関係労働者の意見を聴くための機会を設けるようにしなければなりません（安衛則23の2）。

2 安全委員会はどのような構成で設置したらよいか

安全委員会は、次により構成しなければなりません（安衛法17②③）。

- ① 総括安全衛生管理者またはそれ以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するものもしくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者（安全委員会の議長となります。）
- ② 安全管理者のうちから事業者が指名した者
- ③ 当該事業場の労働者で、安全に関し経験を有するものうちから事業者が指名した者

また、安全委員会の議長以外の委員の半数については、次の推薦を受けた者が指名されなければなりません（安衛法17④）。

- ① 当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合
- ② 労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者

なお、議長となる者および委員の指名について、当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合との間における労働協約に別段の定めがあるときは、その定めによることができます（安衛法17⑤）。

3 安全委員会の運営はどのようにしたらよいか

(1) 安全委員会の調査審議事項

安全委員会は、事業者に意見を述べるため次の事項について調査審議するこ

ととされています（安衛法17①、安衛則21）。

- ① 労働者の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること
- ② 労働災害の原因および再発防止対策で、安全に係るものに関すること
- ③ ①、②のほか、労働者の危険の防止に関する次の重要事項
 - a 安全に関する規程の作成に関すること
 - b 建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、または作業行動その他業務に起因する危険性または有害性等の調査およびその結果に基づき講ずる措置（安衛法28の2）のうち、安全に係るものに関すること
 - c 安全衛生に関する計画（安全に係る部分に限る。）の作成、実施、評価および改善に関すること
 - d 安全教育の実施計画の作成に関すること
 - e 厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長、労働基準監督官または産業安全専門官から文書により命令、指示、勧告または指導を受けた事項のうち、労働者の危険の防止に関すること

(2) 安全委員会の運営

安全委員会は、毎月1回以上開催するようにしなければなりません（安衛則23

①）。

また、事業者は、委員会の開催の都度、遅滞なく、委員会における議事の概要を次に掲げるいずれかの方法によって労働者に周知させなければなりません（安衛則23③）。

- ① 常時各作業場の見やすい場所に掲示し、または備え付けること
 - ② 書面を労働者に交付すること
 - ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること
- そして、事業者は、安全委員会における議事で重要なものに係る記録を作成して、これを3年間保存しなければなりません（安衛法103①、安衛則23④）。

事例安衛六

主な参考法令など

安衛法17・28の2・103①・120・122

安衛令8

安衛則21・23・23の2

○安全衛生委員会の議事録作成

事例

安全衛生委員会が開催されるごとに、議事録を作成し、それを保存しなければならないとのことですが、この議事録の内容はどのような事項を記載すればよいのでしょうか。

実務のチェックポイント

- | |
|---------------------------------|
| 1 委員会の審議における議事で重要なものとは何か |
| 2 議事録は従業員に周知する必要があるか |

事例
安衛
六

説明

1 委員会の審議における議事で重要なものとは何か

安全衛生委員会の調査審議事項については、労働安全衛生法等に定められています。

しかし、審議における議事で重要なものについては3年間保存しなければならないと定められていますが、労働安全衛生法上では具体的な定めはありません。

委員会を設ける趣旨は、労働災害防止について事業者が措置を講ずるに際して労働者の意見を反映させるとともに、労働者の関心を高め労働災害防止対策を一層向上させることにありますから、その観点から考えますと、大まかには、

- ① 開催日時
- ② 開催場所
- ③ 出席者（数）

- ④ 議題
- ⑤ 決定事項
- ⑥ その他の特に留意する事項

などが考えられます。

一般的には、④から⑥について審議の流れに沿って、具体的に記録することになるでしょう。

2 議事録は従業員に周知する必要があるか

事業者は、委員会の開催の都度、遅滞なく、委員会における議事の概要を次に掲げるいずれかの方法によって労働者に周知させなければならないこととされています（安衛則23③）。

- ① 常時各作業場の見やすい場所に掲示し、または備え付けること
- ② 書面を労働者に交付すること
- ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること

主な参考法令など

安衛則23③

○衛生委員会の設置と運営

事例

当社は、この度の増員により従業員数が50名を超えたため、衛生委員会を設置しなければなりません。設置にあたっては、どのような点に注意すればよいでしょうか。

実務のチェックポイント

- | | |
|----------|---------------------------|
| 1 | 衛生委員会はどのような事業場で設置する必要があるか |
| 2 | 衛生委員会はどのような構成で設置したらよいか |
| 3 | 衛生委員会の運営はどのようにしたらよいか |

事例安衛六

説明

1 衛生委員会はどのような事業場で設置する必要があるか

衛生委員会は、業種のいかんを問わず、常時使用する労働者数が50人以上の事業場において設置する必要があります（安衛法18①、安衛令9）。

この設置義務については、罰則の適用があります（安衛法120・122）。

なお、衛生委員会を設けている事業者以外の事業者は、安全または衛生に関する事項について、関係労働者の意見を聴くための機会を設けるようにしなければなりません（安衛則23の2）。

2 衛生委員会はどのような構成で設置したらよいか

衛生委員会は、次により構成しなければなりません（安衛法18②）。

- ① 総括安全衛生管理者またはそれ以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するものもしくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者（衛生委員会の議長となります。）
- ② 衛生管理者のうちから事業者が指名した者
- ③ 産業医のうちから事業者が指名した者
- ④ 当該事業場の労働者で、衛生に関し経験を有するものうちから事業者が指名した者

なお、当該事業場の労働者で作業環境測定を実施している作業環境測定士を衛生委員会の委員として指名することができます（安衛法18③）。

衛生委員会の議長以外の委員の半数については、次の推薦を受けた者が指名されなければなりません（安衛法18④・17④）。

- ① 当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合
- ② 労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者

なお、議長となる者および委員の指名について、当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合との間における労働協約に別段の定めがあるときは、その定めによることができます（安衛法18④・17⑤）。

事例
安衛六

3 衛生委員会の運営はどのようにしたらよいか**(1) 衛生委員会の調査審議事項**

衛生委員会は、事業者に意見を述べるため次の事項について調査審議することとされています（安衛法18①、安衛則22）。

- ① 労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること
- ② 労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること
- ③ 労働災害の原因および再発防止対策で、衛生に係るものに関すること
- ④ ①～③に掲げるもののほか、労働者の健康障害の防止および健康の保持増進に関する次の重要事項
 - a 衛生に関する規程の作成に関すること
 - b 建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、または作業行動

その他業務に起因する危険性または有害性等の調査およびその結果に基づき講ずる措置（安衛法28の2）のうち、衛生に係るものに関すること

- c 安全衛生に関する計画（衛生に係る部分に限ります。）の作成、実施、評価および改善に関すること
- d 衛生教育の実施計画の作成に関すること
- e 化学物質による健康障害を防止するため事業者が行う有害性の調査（安衛法57の3①・57の4①）ならびにその結果に対する対策の樹立に関すること
- f 作業環境測定（安衛法65①⑤）の結果およびその結果の評価に基づく対策の樹立に関すること
- g 定期に行われる健康診断（安衛法66①②③、じん肺法8①）、都道府県労働局長の指示により行う臨時の健康診断（安衛法66④）、深夜業に従事する労働者の自発的健康診断（安衛法66の2）および有機則その他の規則に基づいて行われる医師の診断、診察または処置（有機則30の4、鉛則56、四アルキル則25、特化則42、電離則44、酸欠則17）の結果ならびにその結果に対する対策の樹立に関すること
- h 労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関すること
- i 長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること
- j 労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること
- k 厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長、労働基準監督官または労働衛生専門官から文書により命令、指示、勧告または指導を受けた事項のうち、労働者の健康障害の防止に関すること

(2) 衛生委員会の運営

衛生委員会は、毎月1回以上開催するようにならなければなりません（安衛則23①）。

また、事業者は、衛生委員会の開催の都度、遅滞なく、委員会における議事の概要を次に掲げるいずれかの方法によって労働者に周知させなければなりません（安衛則23③）。

- ① 常時各作業場の見やすい場所に掲示し、または備え付けること
- ② 書面を労働者に交付すること
- ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作

業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること
そして、事業者は、衛生委員会における議事で重要なものに係る記録を作成
してこれを3年間保存しなければなりません（安衛法103①、安衛則23④）。

主な参考法令など

安衛法18・103①・120・122

安衛令9

安衛則22・23・23の2